

資料 8
愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会

愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市町の介護保険事業の円滑な運営を支援するための介護保険事業支援計画(以下「支援計画」という。)と高齢者保健福祉計画(以下「福祉計画」という。)の一体的な推進を図るため、愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 高齢者の現状及びサービス実施の現況の分析に関する事。
- (2) 保健福祉圏の設定に関する事。
- (3) サービス実施の目標年次及び目標量の設定に関する事。
- (4) サービス供給体制の整備に関する事。
- (5) その他支援計画及び福祉計画の見直しに関して必要な事項。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 費用負担関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 審査・支払関係者
- (7) 市町を代表する者

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を統轄し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 推進委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 推進委員会の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決することによる。

(解散)

第7条 推進委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則
この要綱は、平成10年11月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会設置要綱第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期から適用する。

附 則
この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会委員

(任期：2021(令和3)年10月1日～2024(令和6)年9月30日)

2024(令和6)年3月31日現在

区分	現職等	氏名
学識経験者 (1名)	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科教授	釜野 鉄平
住民代表者 (1名)	公募委員	藤井 早苗
福祉関係者 (4名)	愛媛県社会福祉協議会事務局長	芝 博史
	愛媛県老人福祉施設協議会会長	菅原 哲雄
	愛媛県ホームヘルパー協議会会長	笠松 美智子
	愛媛県介護支援専門員協会会長	矢川 ひとみ
保健医療関係者 (5名)	愛媛県医師会常任理事	仁志川 高雄
	愛媛県歯科医師会常務理事	坂 宗尚
	愛媛県薬剤師会常務理事	宇田 雅実
	愛媛県看護協会会長	久保 幸
	愛媛県老人保健施設協議会会長	清水 清勝
審査・支払関係者 (1名)	愛媛県国民健康保険団体連合会 常務理事	高橋 敏彦
市町代表者 (2名)	愛媛県市長会会長	武智 邦典
	愛媛県町村会会長	河野 忠康
14名		

会長：愛媛県老人保健施設協議会会長 清水 清勝

副会長：聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科教授 釜野 鉄平